

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

1. 検討会開催経過

- 第1回（平成30年7月30日）
 - ・座長の選任について
 - ・今後の進め方について
- 第5回（平成30年11月26日）
 - ・中間的な論点の整理（今後議論する論点について）
 - ※「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。」とされている。
- 第6回（平成31年2月27日）
 - ・運用面等における改善事項について検討開始
- 第7回（令和元年5月28日）
 - ・運用面における改善事項のとりまとめ
- 第8回（令和元年8月30日）
 - ・これまでの議論の整理（たたき台）
- 第9回（令和元年10月4日）
 - ・中間まとめについて

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

大谷 恭子	弁護士（アリエ法律事務所）
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット理事
○新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橘 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
田中 由美	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
仁藤 夢乃	一般社団法人Colabo代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
◎堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
松岡 康弘	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
三木 明香	婦人相談所長全国連絡会議会長
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
（オブザーバー）	
内閣府、法務省、警察庁	